

1. 法人による農業の経営について(農業生産法人制度)	1
2. 農業生産法人以外の法人の農業への新規参入	2
3. 農協に対する行政の指導・監督について	3

法人による農業の経営について(農業生産法人制度)

法人による農業の経営

一般に、法人が農業に参入することについては、**特別な資格等は不要**であり、実際に、会社法等に基づいて設立された多くの法人が営農を行っているところ。

農業を営む法人の数とその経営類型別内訳(上位のもの)

(単位:法人、%)

法人数合計		13,186 (100.0)
うち上位のもの		
養鶏		1,467 (11.1)
花き		1,445 (11.0)
稲作		1,368 (10.4)
養豚		1,234 (9.4)
野菜		1,009 (7.7)

(出典:2000年世界農林業センサス、H12.2.1現在)

なお、**農地の権利を取得すること**については、個人・法人に関わらず、**農地法の許可を受ける必要**。

法人が農地の権利を取得するための要件

法人の事業が農業中心
法人が農業者を中心として運営(構成員と役員)
法人の形態

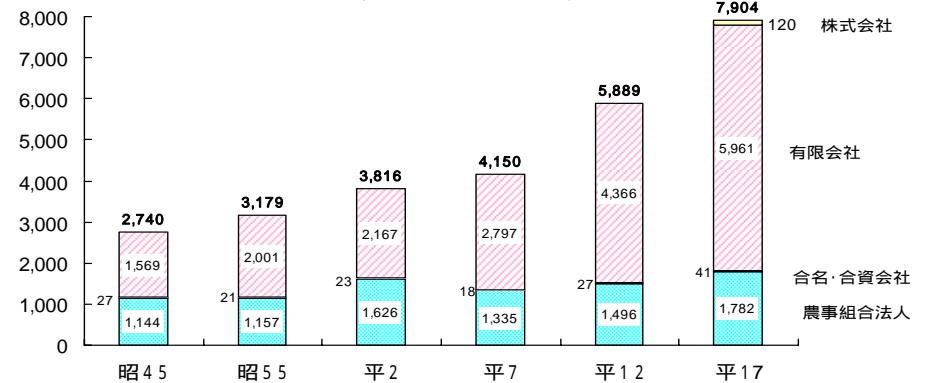
これらすべての要件を満たした法人を「**農業生産法人**」といい、**農地の権利取得が認められる**。

* 農業生産法人の推移については、右図参照。

[注] 農業生産法人制度は、農地の権利を取得できる法人をチェックするものであって、この制度によって法人格を付与するものではない。

株式会社形態の農業生産法人の現状

農業生産法人数の推移(各年1月1日現在)



業種別の株式会社形態の農業生産法人数(平成17年1月1日現在)

法人の設立母体	法人数
食品・飲料メーカー、農産物販売会社等	22社
建設・運輸・観光業者等	18社
畜産・花きなど施設型農業を行う株式会社	10社
新規就農者、農業関係者が新たに農業生産法人を設立	31社
有限会社等からの組織変更	39社
計	120社

株式会社形態の農業生産法人の事例

法人名	資本金	経営面積	構成員	備考
(株)N (E県I町)	1,000万円	6.1 ha	4人	・柑橘の生産 ・柑橘のジュース加工等を行う有限会社が株式会社に形態変更
F(株) (Y県T市)	1,000万円	1.9 ha	4人 +2社	・有機・低農薬野菜の生産 ・鉄道会社のグループ企業2社が出資
(株)S (N県S市)	1,360万円	0.5 ha	4人	・園芸用樹木等の販売会社が、自らバラ、サクランボ等の生産を開始。

農業生産法人以外の法人の農業への新規参入

農業生産法人以外の法人の農業への新規参入が、16年10月から本年3月までの約1年半で約2倍(71法人 156法人)となるなど、着々と成果。改正基盤法の昨年9月からの施行により、一層の増加が期待。

制度

農業経営基盤強化促進法

基本構想に規定 [特定法人貸付事業]

市町村

耕作放棄地や耕作放棄地になりそうな農地等が相当程度存在する区域
= 担い手の不足している地域

~基本構想~
参入区域
として設定

同意

都道府県知事

農業生産法人以外の法人への農地等の貸付け

農業生産法人以外の法人が農業参入している状況

1 組織形態・業種別

(単位:法人)

参入法人数	組織形態別			業種等別		
	株式会社	有限会社	NPO等	建設業	食品関係	その他
156 (71)	80 (37)	41 (19)	35 (15)	57 (24)	41 (21)	58 (26)

2 作物別

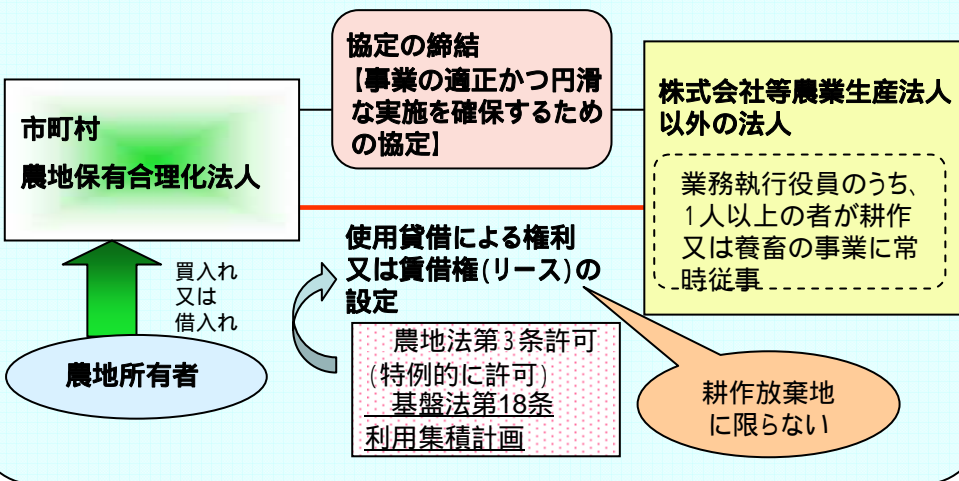
(単位:法人)

参入法人数	合計	米麦等	野菜	果樹	畜産	花き・花木	工芸作物	複合
	156 (71)	156 (71)	30 (15)	65 (31)	24 (11)	6 (3)	3 (1)	5 (1)

平成18年3月1日現在(カッコ書は16年10月1日現在)

協定の例(X市とY建設会社との協定)

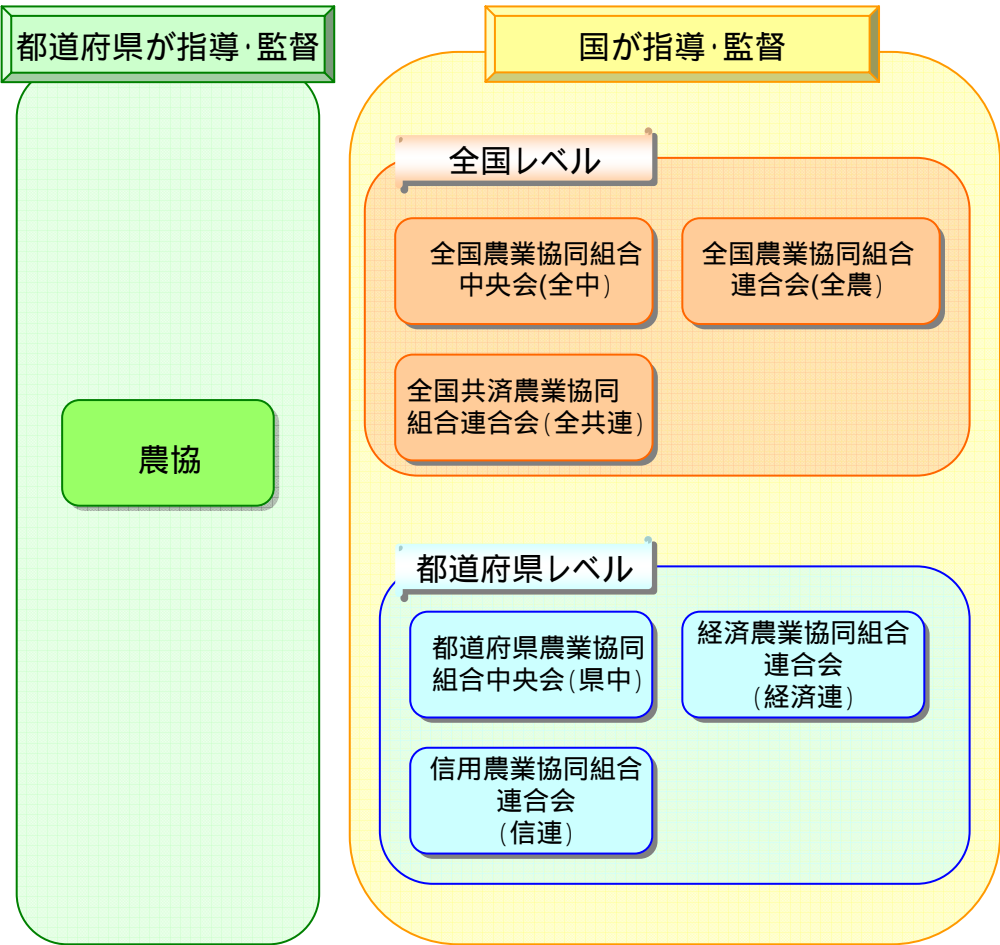
- ・ YはX市から借り受けたA集落に所在する2haの農地において稲作を行う。
- ・ Yは、水路、ため池等の施設の維持管理等の取決めを遵守し、常時従事役員のうち1名を維持管理等の任務に当たらせる。
- ・ YはX市に対し、協定の実施状況等について毎年度報告する。
- ・ Yが協定に違反した場合には、X市は賃貸借契約を解除する。Yは、その場合には、自己負担で直ちに原状回復してその土地をX市に返還する。



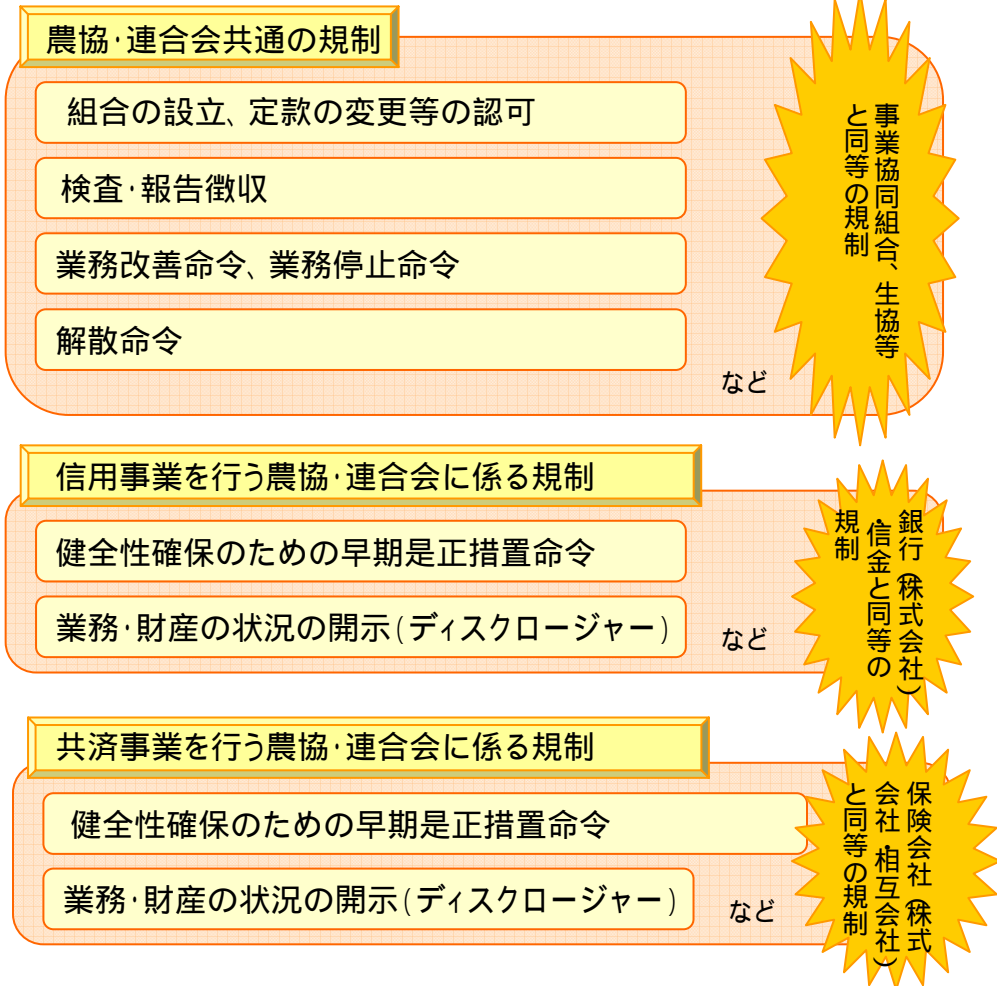
農協に対する行政の指導・監督について

農協の指導・監督は、農協については都道府県、中央会・連合会については国が実施（注）
 農協に対する行政の指導・監督は、事業協同組合、生協等と同等。なお、特に信用・共済事業を行う農協については、銀行や保険会社と同等の規制

指導・監督の担当行政機関



農協に対する行政の指導・監督等



(注) 都道府県の区域以下の区域を地区とする農協については都道府県が指導・監督。中央会、都道府県の区域以上の区域を地区とする連合会については、国が指導・監督。なお、都道府県の区域を越える区域を地区とする農協については国が指導・監督。